

全国健康保険協会千葉支部 第78回評議会

(平成28年1月21日開催)

千葉県社会保険労務士会との協定締結について

全国健康保険協会千葉支部と千葉県社会保険労務士会との健康づくり等の推進に向けた協定締結について

全国健康保険協会千葉支部と千葉県社会保険労務士会は「健康づくり等の推進に向けた包括的連携に関する協定」を締結することとなり、平成28年1月8日(金)に協定締結式を行った。千葉支部が協定を締結するのは、今回が4例目となる(下記参照)。

《 全国健康保険協会 千葉支部の協定締結状況 》

協定締結日	協定締結先	協定名称
H26.5.15	千葉市	千葉市民の健康づくり推進に向けた包括的連携に関する協定
H26.7.16	千葉県	千葉県民の健康づくり推進に向けた包括的連携に関する協定
H27.1.15	千葉県 歯科医師会	千葉県民の歯・口腔の健康づくり推進に向けた包括的連携に関する協定
H28.1.8	千葉県 社会保険労務士会	健康づくり等の推進に向けた包括的連携に関する協定

平成28年1月8日

Press Release

報道関係者 各位

全国健康保険協会(協会けんぽ)千葉支部と千葉県社会保険労務士会は、本日、健康づくり等相互協力が可能な分野における連携を推進するために、包括的連携協定を締結いたしましたので、お知らせします。

【概要】

1. 協定締結の背景

協会けんぽ千葉支部では、加入者の健康増進を図るため、健診・保健指導や生活習慣病予防事業を行っております。また、千葉県社会保険労務士会においては、企業経営に必要な労務管理や社会保険に関するコンサルタント等を通じて、事業主・事業所の健康管理にも深く関与しております。

職場で働く労働者の健康管理対策は、千葉県社会保険労務士会・協会けんぽ千葉支部双方にとって非常に重要であることから、今後、共通した課題に一層連携して取り組んでいくために、今回の協定締結に至りました。

2. 連携・協力事項

- (1)健康意識の醸成に関すること
- (2)健診・保健指導の推進に関すること
- (3)従業員等の健康・安全を措置するための指導・助言に関すること 等

3. 協定締結式

協定の名称	「健康づくり等の推進に向けた包括的連携に関する協定」
協定先	千葉県社会保険労務士会 会長 森 義隆 協会けんぽ千葉支部 支部長 鶴岡 茂樹
日時	平成28年1月8日(金) 14:00 ~
場所	千葉県社会保険労務士会
出席者	【千葉県社会保険労務士会】 森会長、松永副会長 他 【協会けんぽ千葉支部】 鶴岡支部長、関口企画総務部長 他

(参考)
協会けんぽ千葉支部 加入者 約80万人
【内訳】 被保険者 約47万人
被扶養者 約33万人

【照会先】
協会けんぽ千葉支部
企画総務グループ
オギ 小本・堀籠
千葉市中央区富士見2-20-1
Tel043-308-0522(直通)

健康づくり等の推進に向けた包括的連携に関する協定書

千葉県社会保険労務士会（以下「甲」という。）と全国健康保険協会千葉支部（以下「乙」という。）は、相互協力が可能な分野における連携を推進するため、以下のとおり包括的連携協定書（以下「協定書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、甲と乙が相互に連携及び協力を行い、千葉県内の事業所及び従業員の健康づくり等の推進に向けた取り組みを通じて、事業所の健全な運営及び従業員の健康的な生活の実現に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の項目について、連携・協力を図るものとする。

- （1）健康意識の醸成に関すること
- （2）健診・保健指導の推進に関すること
- （3）従業員等の健康・安全を措置するための指導・助言に関すること
- （4）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

2 前項の連携・協力に必要な具体的事項に関しては、別途協議する。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た個人情報については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定書の有効期間）

第4条 本協定書の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1か月前までに、甲又は乙より終了の申し出がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

（協定書の見直し及び解除）

第5条 甲又は乙が、本協定書の内容の変更又は解除を申し出たときは、当事者間で協議の上、本協定書の変更又は解除を行うものとする。



(疑義の解決)

第6条 本協定書に定めのない事項または本協定書に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙間で協議して定めるものとする。

本協定書の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年1月8日

甲：千葉県千葉市中央区富士見2-7-5
千葉県社会保険労務士会
会長 森 義隆

乙：千葉県千葉市中央区富士見2-20-1
全国健康保険協会千葉支部
支部長 鶴岡 茂樹

協定締結式の様子

平成28年1月8日（金）14時00分～
場所：千葉県社会保険労務士会



協定書を掲げる森会長（左）と鶴岡支部長



協定書署名の様子



出席者による記念撮影